

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

【1】基本方針

取締役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額とする。

【2】報酬等の水準

本方針に基づく取締役の個人別の報酬等の額及びその内容は、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準を参考に毎年検証を行い、職責及び人財確保の観点から適切な報酬となるよう設定するものとし、報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定する。

【3】報酬体系

- (1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を果たすことができるよう、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、「インセンティブ報酬（変動報酬）」は、「賞与（短期インセンティブ報酬）」と「株式報酬（中長期インセンティブ報酬）」の2種類を組み合わせる構成とする。
- (2) 社外取締役については、業務執行から独立した立場であることを踏まえ、基本報酬（固定報酬）のみの支給とする。
- (3) 「基本報酬（固定報酬）」及び「賞与（短期インセンティブ報酬・変動報酬）」の総額は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において決議された取締役（社外取締役を含む）の年間報酬限度額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含まない）とする。
- (4) 「株式報酬（中長期インセンティブ報酬）」は、2022年3月29日開催の第108回定時株主総会において決議した「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型報酬制度」（以下「本制度」という）」に基づき、上記（3）の報酬枠とは別額にて対象取締役に対し、本制度に係る報酬枠を設定する。

報酬の種類	目的・概要								
【金銭報酬・基本報酬】 (固定報酬)	・基本報酬は、堅実な職務遂行を促すための固定報酬で、各取締役の役位と職責に応じて設定された固定額を支給する現金報酬とする。								
【金銭報酬・賞与】 (業績連動・短期インセンティブ報酬)	・賞与は、株主への配当性向と同じ指標に連動することが望ましいとの考えから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績に連動するものとし、次の要件を満たす場合に親会社株主に帰属する当期純利益の1%相当額（賞与の総額）を支給する。 ① 株主への年間配当金（12 カ月）が 10 円以上実施できること。 ② 多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。 ③ 連結及び単体の営業利益、経常利益及び当期純利益/親会社株主に帰属する当期純利益が適正に創出されており、また、適正な配当性向が維持されていること。 ・取締役の個人別の支給額は、賞与の総額をもとに次の役位別係数及び個人業績目標の評価結果係数により算出する。 <table><tr><td>役位</td><td>代表取締役会長</td><td>代表取締役社長 社長執行役員</td><td>取締役 常務執行役員</td></tr><tr><td>係数</td><td>2.3</td><td>2.0</td><td>1.0</td></tr></table>	役位	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員	取締役 常務執行役員	係数	2.3	2.0	1.0
役位	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員	取締役 常務執行役員						
係数	2.3	2.0	1.0						
【非金銭報酬・株式報酬】 (業績連動・中長期インセンティブ報酬)	・取締役（社外取締役を除く）に対し、2022 年 3 月 29 日開催の第108回定時株主総会において決議された「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬及び事後交付型業績連動型株式報酬の付与のための報酬決定」の制度（本制度）に基づき、非金銭報酬として、譲渡制限付株式（当社株式）及び事後交付型業績連動型株式（当社株式）を付与する。 ① 本制度の目的 当社の株式報酬の制度は、当社の中長期的な業績向上と企業価値への貢献意識を高めることを目的とし、取締役及び執行役員（以下「取締役等」という）の役位及び業績目標の達成度等に応じてインセンティブを与える。								

② 本制度の概要

当社が拠出する取締役等への報酬（金銭報酬債権）を、取締役等が当社に対し現物出資として給付し、当社が取締役に対し譲渡制限付株式の付与及び事後交付型業績連動型株式の付与を行う。また、会社と取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結する。

管理事項	概 要
1. 本制度の対象者	社外取締役を除く取締役と執行役員
2. 金銭債権の総額	・譲渡制限付株式報酬 年額 30 百万円以内とする。 ・事後交付型業績連動型株式報酬 年額 20 百万円以内とする。 ・各取締役等への具体的な配分は、取締役会において決定する。

- ・ 2016 年 6 月 28 日開催の第 102 回定時株主総会において決議した「業績連動型株式報酬制度（役員報酬 BIP 信託）」については、今後、当該信託への追加の拠出は行わないものとする。

【4】個人別の報酬等の決定

- （1）各年度における取締役の個人別の報酬等は、報酬委員会において、その内容が本方針に沿うものであるかを確認のうえ、その妥当性について審議し、その結果を取締役会に答申する。
- （2）取締役会は、報酬委員会の答申に基づいて、各年度における取締役の個人別の報酬等決定する。

【５】取締役の報酬等の構成比

取締役の役位ごとに基準額を設定し、取締役が執行役員を兼務する分を加算する。なお、執行役員を兼務する取締役の役位ごとの報酬等の構成比は下表の通りとする。

役 位	取締役の報酬等の構成比			合 計
	基本報酬	業績連動報酬		
		賞与（短期）	株式報酬（長期）	
代表取締役会長	47%	40%	13%	100%
代表取締役社長 社長執行役員	46%	41%	13%	
取締役 常務執行役員	49%	40%	11%	
社外取締役	100%	—	—	

【６】報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役の報酬等の支給に係る事務手続きは次の通りとする。

- ① 取締役の報酬等のうち、基本報酬の支給は毎月 28 日に支給する。
- ② 取締役の報酬等のうち、賞与の支給は毎年 3 月に別途取締役会が決定する日に支給する。
なお、任期中で退任した場合であっても全額支給する。
- ③ 社外取締役の報酬等は毎月 28 日に支給する。
- ④ 上記以外の取締役の報酬等の支給条件を設定する場合は、事業年度終了時点の取締役会において決定する。

制定・改正の記録

2021 年 2 月 25 日	制定・適用
2022 年 3 月 29 日	改正
2023 年 2 月 22 日	改正
2024 年 2 月 27 日	改正